

○国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則

〔平成16年4月1日〕  
〔法人規則第4号〕

改正 平成16年法人規則第27号  
平成17年法人規則第26号  
平成18年法人規則第33号  
平成19年法人規則第35号  
平成23年法人規則第56号  
平成25年法人規則第42号  
平成25年法人規則第54号  
平成28年法人規則第2号  
平成30年法人規則第24号

国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 人事企画委員会の部会（第4条―第7条）
- 第3章 部局人事委員会（第8条―第10条）
- 第4章 選考手続等（第11条―第14条）
- 第5章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の教授、准教授、講師、助教、助手、特別招聘教授及び特任助教（以下「大学教員」という。）の採用及び昇任に係る任用手続等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（大学教員の任用の基本方針）

第2条 教育研究評議会は、大学教員の任用に関する基本方針を定める。

（教員選考審査基準等）

第3条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第47条の2第1項に定める系長及び第50条に規定する教育研究施設のうち別に法人規程で定めるセンター（以下「重点研究センター（先端的研究型）」という。）

の長は、前条の大学教員の任用に関する基本方針に基づき、当該系及び重点研究センター（先端的研究型）における大学教員の任用に関する方針を部局細則で定めるものとする。

2 系長及び重点研究センター（先端的研究型）の長は、当該系及び重点研究センター（先端的研究型）における大学教員選考審査基準、選考審査手続等を部局細則で定めるものとする。

3 系長及び重点研究センター（先端的研究型）の長が前2項の部局細則を定め、又はこれを改正する場合は、国立大学法人筑波大学人事企画委員会規則（平成18年法人規則第32号。次条において「人事企画委員会規則」という。）第1条に規定する人事企画委員会（次条において「人事企画委員会」という。）の承認を受けなければならない。

## 第2章 大学教員の任用に関する部会

（大学教員の任用に関する部会の設置）

第4条 人事企画委員会の下に、人事企画委員会規則第8条第1項に規定する部会として大学教員の任用に関する部会（以下「任用部会」という。）を置くものとする。

（任用部会の所掌事項）

第5条 任用部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学教員の任用の基本方針に関すること。
- (2) 第10条の規定に基づく承認並びに第13条の規定に基づく点検及び承認
- (3) その他大学教員の任用に関する事項

## 第6条 削除

（任用部会の運営）

第7条 前3条に規定するもののほか、任用部会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会規程で定める。

## 第3章 部局人事委員会

（部局人事委員会）

第8条 系及び重点研究センター（先端的研究型）に、大学教員の採用及び昇任に係る選考の審査その他大学教員人事に関する事項を審議するため、部局人事委員会を置く。

第9条 部局人事委員会に、総会及び専門委員会を置く。

2 部局人事委員会の総会及び専門委員会の組織及び運営については、教育研究評議会規程で定める。

（総会の構成の承認）

第10条 系長及び重点研究センター（先端的研究型）の長は、毎年度、部局人事委員会の総会の構成について、人事企画委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けるための手続及び提出する書類等必要な事項は法人細則で定める。

#### 第4章 選考手続等

##### （選考手続）

第11条 大学教員の採用及び昇任に係る選考の審査は、部局人事委員会において行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、別途審査機関を設置して審査を行うことができる。

3 前項の審査機関を置く場合は、人事企画委員会の承認を受けなければならない。

第12条 部局人事委員会が行う大学教員の採用及び昇任に係る選考の審査は、当該選考に係る専門委員会の審査及びこれを踏まえた総会の審査による。

2 専門委員会は、審査に当たって、必要に応じて当該専門分野に関連する系及び重点研究センター（先端的研究型）の協力を得るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、助手の採用に係る選考審査を行う場合は、専門委員会の審査は要しないものとする。

##### （審査結果の報告・承認）

第13条 系長及び重点研究センター（先端的研究型）の長は、部局人事委員会において大学教員の採用及び昇任に係る選考のための審査が終了した場合は、その審査の過程及び結果を任用部会に報告し、その審査の過程の点検及びその結果の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けるための手続及び提出する書類その他の必要な事項は、法人細則で定める。

3 前2項の規定は、第11条第2項の場合に準用する。この場合において、第1項中「系長及び重点研究センター（先端的研究型）の長」とあるのは「審査機関の長」と、「部局人事委員会」とあるのは「審査機関」と読み替えるものとする。

第14条 任用部会は、前条の審査の結果を承認をした場合、速やかに人事企画委員会に報告するものとする。

#### 第5章 雑則

##### （雑則）

第15条 この法人規則に定めるもののほか、この法人規則の実施に関し必要な事項は、法人細則で定める。

#### 附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16. 4. 22 法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平17. 3. 24 法人規則26号）

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18. 4. 27 法人規則33号）

この法人規則は、平成18年4月27日から施行する。

附 則（平19. 3. 26 法人規則35号）

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平23. 9. 29 法人規則56号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25. 10. 31 法人規則42号）

この法人規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平25. 11. 28 法人規則54号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平28. 1. 28 法人規則2号）

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 22 法人規則24号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。